

令和7年9月4日
小坂町教育委員会

1 評価の実施方法

(1) 評価の対象

令和6年度に実施した事業のうち、地方自治法第233条第5項の規定による令和6年度主要施策成果説明書又は令和6年度決算調書に該当する事業について、教育委員会が34事業を選定した。

(2) 評価の観点

結果の検証、必要性、経済性の観点から評価を行ったうえで、事務事業の課題について総括した。

(3) 評価の主体及び方法

事務事業評価シートにより、教育委員会事務局が内部評価を実施したうえで、外部評価者からの意見を記載した。

2 評価結果の概要

(1) 結果の検証

① 事業の効果

事務事業を実施したことによる効果を指標(数字)により評価した。

指標値については、「100～91」を「期待した成果が得られた」、「90～71」を「概ね期待した成果が得られた」、「70～51」を「期待した成果を下回った(向上の余地有り)」、「50～26」を「期待した成果を得られなかった」、「25～0」を「成果が少なく向上の見込みがない」と判断した。

目指す目標・効果に対して、評価対象のうち94%の事業(事業数:32)を「期待した効果が得られた」又は「概ね期待した効果が得られた」と評価した。

区分	指 標				
	100～91	90～71	70～51	50～26	25～0
事業数	24	8	2	0	0

② 事業の手段

事務事業実施の手段や手法について、適切か他に適切な方法はないかを評価した。

すべての評価対象事業(事業数:34)を「適当である」と評価した。

	適当である	適当でない
事業数	34	0

③ 成果向上の余地

事務事業の成果を向上させるために、改善すべき事項の有無を表した。

評価対象のうち65%の事業(事業数:22)を「向上の余地がある」、35%の事業(事業数:12)を「向上の余地がない」と評価した。

	ある	ない
事業数	22	12

(2) 必要性

① 社会背景との適合性

社会背景との適合性の有無について評価した。

すべての評価対象事業（事業数:34）を「適合している」と評価した。

	適合している	適合していない
事業数	34	0

② 町民ニーズ

町民のニーズを反映しているかについて評価した。

評価対象のうち82%の事業（事業数:28）を「反映している」、18%の事業（事業数:6）を「反映していない」と評価した。

	反映している	反映していない
事業数	28	6

(3) 経済性

① コスト改善の余地

実施方法の変更等によるコスト改善の余地があるかについて表した。

評価対象のうち26%の事業（事業数:9）を「改善の余地あり」、74%の事業（事業数:25）を「改善の余地なし」と評価した。

	あり	なし
事業数	9	25

(4) 評価を踏まえた課題への取組み

前述評価を踏まえた各事業の課題については、各事業担当班が改善に向けての取り組みを行うこととしている。なお、より一層効果を高めるための取り組みや、より効率的な実施方法、民間との役割分担を踏まえた町関与の見直し等について検討が必要な事業が一部にあり、教育委員会事務局が改善に向けて取り組むこととしている。

(5) 各事務事業の評価結果

別添「事務事業評価シート」のとおり。